

# 特定用途制限地域の制限内容の例（一部）

	インターチェンジ周辺地区	集落環境保全地区
制限内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遊戯施設、風俗施設</li> <li>●ホテル又は旅館</li> <li>●自動車教習所</li> <li>●危険物の処理・貯蔵施設（量の非常に少ないものを除く）※種類によって面積・階数の制限あり</li> <li>●工場等（危険性や環境悪化のおそれが少ないものを除く）</li> <li>●事務所で床面積の合計が1,500㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遊戯施設、風俗施設、運動施設</li> <li>●劇場、映画館等</li> <li>●ホテル又は旅館</li> <li>●自動車教習所</li> <li>●倉庫業を営む倉庫</li> <li>●一定規模以上の自動車車庫</li> <li>●危険物の処理・貯蔵施設（量の非常に少ないものを除く）※種類によって面積・階数の制限あり</li> <li>●工場等（パン屋、米屋等を除く）</li> <li>●店舗、飲食店及び事務所で床面積の合計が1,500㎡を超えるもの又は3階以上のもの</li> </ul>

※詳細については建築住宅課（内線3643）にお問い合わせください。